

航空連合NEWS

発行：航空連合／発行人：酒井 雄介 〒144-0041東京都大田区羽田空港1-6-5 第5総合ビル5階 TEL (03) 5708-7161 FAX (03) 5708-7163

法施行後の継続課題について取り組んでいます！

～航空保安に関わる国の責任・費用負担を明確に！～

航空保安政策の実現に向けて 第13弾

6月17日（金）、「第8回保安検査に関する有識者会議」が開催され、国土交通省から、航空保安体制強化に向けた改正航空法が施行された今年3月以降の運用状況や、諸外国の保安実施主体に関する調査状況の説明がありました。

本会議の委員である全日本交通運輸産業労働組合協議会（交運労協）の住野議長は、航空連合の提言をふまえ、「各空港で先進的な検査機器が導入されつつあるが、現場で統一した運用となるようできるだけ同種の機器を選定すべき」、「諸外国ではなぜ検査の実施主体が航空会社ではないのかを確認し、我が国に適したあり方を検討すべき」と発言しました。

引き続き、航空連合の主張が反映された国会の附帯決議に基づき、各国における実地調査もふまえた具体的な論点整理に向けて取り組んでいきます。



前方) 交運労協 住野議長

※ 航空法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆・参議院、抜粋）

- ハイジャック・テロ防止対策は、国家安全保障上重要な対策と位置付け、国が責任をもって主導的な役割を果たすことを明確に示し、その責任を果たすよう努めること。
- 保安検査における国、地方公共団体、空港会社、航空会社、保安検査会社等の役割分担の見直しについて、諸外国との比較を十分に行い、期間を定めて検討を行うこと。